

令和7年度 第4回 山形地方最低賃金審議会

期 日 令和7年9月19日（金）
午前10時00分
場 所 山形労働局 大会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - （1）山形県最低賃金の改正決定に関する異議の取扱いについて（諮問・答申）
 - （2）山形県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について（答申）
 - （3）山形県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）
 - （4）その他
- 3 その他
- 4 閉会

資 料 目 次

I	異議申出書（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（申出者については諮問文別紙のとおり）	

2025 年 9 月 12 日

山形地方最低賃金審議会会長 本 間 佳 子 様
山形労働局長 島 田 博 和 様

山形県 2025 年国民春闘共闘委員会
代表幹事 伊 藤 秀 人
代表幹事 大 場 修
代表幹事 荻 原 圭 子
山形県医療労働組合連合会
執行委員長 鶴 巻 学
山形県労働組合総連合
議 長 荻 原 圭 子

異議申出書

物価高騰で労働者の生計費が明らかに増大し、貧困と格差はますます拡大し、最低賃金の影響率（すなわち最低賃金の引上げによって必ず賃上げになる労働者の率）も高まり、最低賃金への注目や期待が大きくなっています。その一方で、労務費を含め価格転嫁は必要なテンポでは進まず、中小企業・小規模事業所が大半の山形県内の経済界は苦境に立たされています。また、過去最高の引上げ額を提示した中央最低賃金審議会の目安は、審議会で委員も言及された通り、必ずしも根拠が十分ではなく、審議にはことさらにご苦勞が伴ったものと思います。国や地方自治体による中小企業支援が未だ不十分な中、他県と答申額・目安への上積み額を競い合わねばならない状況になったことについては、現行の地域別最低賃金制度の矛盾の現れの一つと考えますが、その矛盾によるご苦勞を背負う立場に委員各位が立たされたことに、私たちは心を寄せるべきものと思います。答申に付帯された政府への厳しい批判や要望にも強く共感するものです。

そうした中で、委員各位をはじめ、今年度の山形県最低賃金額の改定に係る山形地方最低賃金審議会の審議に関わったすべての皆さんが、従来にはない審議の回数を重ね、答申という形で一つの結論を導き出してくださった、そのご尽力に対し、冒頭まずは心よりの敬意と感謝を申し述べます。

また額面上、1,032 円という、はじめて 1,000 円を超える答申額が示されたこと、これも額面上ですが、東京都の最低賃金との一時間あたりの格差が、現行の 208 円から 194 円へと縮小されたこと、中央最低賃金審議会の目安に 13 円という過去最高の上積みをしたことについて、評価すべきものと考えます。

しかしながら私たちは、やはり異議申出をせざるを得ません。



「時給 990 円のアルバイトで月 7 万円かせぎ一部を家に入れていた。卒業したら他県で働くが、いつかは山形に戻りたい。山形の賃金が高くなることを望む」という高校生、「食品・衣服が高くて買えなくなった。時給は 1700 円くらいにしてほしい」という高齢の女性、「食費が高く収入の 50% くらいかかる。賃金は月額手取り 20 万円、時給 1500 円くらいにしてほしい」という 50 代の女性、「仕送りがなくもと、時給 1110 円のアルバイトで月 5 万円程度稼いでいるが、家賃と水光熱費でほぼなくなってしまう。時給 2000 円くらいで月収 10 万円くらいになるようにしてほしい」という専門学校生。いずれも私たちが街頭で出会った人たちの声です。

こうした声を聴き、答申通りではますます人口流出、中小企業の人手不足が深刻化するものと懸念せざるを得ず、今回の答申をこのまま容認することはできません。

現状の極めて不十分な政府の中小企業支援策や、価格転嫁が進まない状況の中にあり、かつ「支払い能力」が最低賃金決定の三要素のひとつとして法定されているもとでは、残念ながら答申額が労働者の生計費を下回ることは引き続きあり得ると言わざるを得ません。社会全体で見れば最低賃金を全国一律に大幅に引き上げる力があるにもかかわらず、大企業が内部留保を有効活用しようとせず、実現できるはずの経済の好循環が阻まれています。

本書の異議は、そうした制度上の、あるいは社会の矛盾や制約の中で委員各位が審議し答申したということを承知の上で、あるべき最低賃金についての私たちなりの意見を前提として申し出るものです。

【異議申出の趣旨】

1. 9 月 3 日答申の時間額 1,032 円は労働者の生計費を満たしておらず低すぎます。山形県最低賃金の今年度の改定額は、せめて時間額 1,500 円としてください。
2. 前項の実現が難しい場合は、山形県内において、若年単身世帯が賃金のみにより健康で文化的な最低限度の生活を営めるような最低賃金額はいくらであるのかを議論し示した上で、これに見合う中小企業支援策の規模と内容を明らかにし、それらをふまえ、現実の支払い能力も勘案したうえで今年度の山形県最低賃金額を定めてください。
3. いずれにせよ、効力発生日を 12 月 23 日としているのは遅すぎ、東京都など大都市部との格差拡大につながります。東京都の最低賃金が答申通り 10 月 3 日に発効する場合を前提に、10 月 1 日を起点として、答申額の適用期間中の引上げ合計額を 12 か月に均した場合であっても東京都との格差が拡大しないように計算し、効力発生日を答申してください。

【異議申出の理由】

1. せめて時間額 1500 としてほしい理由

(1) 若年単身世帯の最低生計費の位置づけ

- ① 最低生計費試算調査結果は、静岡県立大学の中澤秀一准教授が、日本学術振興会の科学研究費助成を受け、全労連やその地方組織（山形県労連を含む）などとともに実施してきたものです。その方法論の基本は全物量積み上げ方式（マーケットバスケット方式）で、多くの労働者の生活実態をふまえた科学的なものです。
- ② この最低生計費試算調査結果は連合リビングウエイジとともに、全国一律最低賃金を求める日本弁護士連合会の会長声明でも引用されました。この調査のうち若年単身世帯の結果をふまえ国民春闘共闘委員会（国民春闘共闘）や全国労働組合総連合（全労連）が主張してきた全国一律最低賃金時間額 1,500 円は、多くの政党の賛同を得て政治課題となり、岸田文雄前内閣総理大臣・石破茂内閣総理大臣もこの金額に言及しました。
- ③ 賃金により生計を立てる労働者の世帯構成は様々ですが、その中でも単身世帯、特に若年単身世帯は、一般に生計費が最も少ないと考えることができます。私たちが若年単身世帯の最低生計費を最低賃金の要求額の参考にしてきたのはそのためです。

(2) 最近の最低生計費試算調査結果

- ① ところが、近年の物価の急激な高騰はこの最低生計費試算調査結果をも押し上げました。東京地評が今年 6 月に公表した東京都の若年単身世帯の最低生計費は、1 日 8 時間・年間 1,800 時間労働を前提に計算すると時間額 1,900 円でした。
- ② 最低生計費試算調査結果では、交通費（車保有の必要性から地方で高く公共交通の発達により首都圏など大都市部で低い）と、住居費（地方で低く大都市部で高い）が相殺されることにより、全国でほぼ均一になる傾向を示してきました。この原理的な背景を考慮すれば、山形県内の若年単身世帯の最低生計費も、既に 1,900 円程度になっている可能性があります。山形県内で若年単身世帯の最低生計費が時間額 1,500 円であることが示されたのは 2016 年でした。2022 年、この 2016 年調査結果に、2022 年当時の各種物価指数等を掛け合わせ、生活スタイルの変化（若者の本の購入が減りサブスクリプションの契約・利用が増えたこと等）も考慮し再計算したところ、時間額 1,700 円が示されました。

(3) 「1,500 円」の実現で希望を

このように、既に最低生計費としては不十分な額になっていることが明らかな時間額 1,500 円を、私たちが引き続き要求額としているのは、これが政治的な希望となって労働者の行動に変化をもたらすことが期待できるからです。

自分たちが行動したことで要求が実現したという体験は、労働者に単なる“選択”（ここで暮らせば賃金がより高いか）ではなく、“変革”（自分のいまいるところで生活でき

るよう周辺環境を変える)が可能というメッセージとなり、労働力の流出に歯止めをかけ、県内定着の促進に道を開きます。

- (4) 医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬制度や介護報酬制度のもとで働いています。しかし賃金を決める際の基準がなく、都道府県や個々の医療機関・介護施設に給与の運用が委ねられています。その結果として、賃金水準は地域の最低賃金額に連動してしまい、そのことが地域間での格差となっています。令和6年賃金構造基本統計調査を見ると、山形県内の介護福祉士は平均年収345万5千円と、東京都の平均434万9,400円、神奈川県の前平均440万6,200円と比較しても低額なのは明らかです。さらに同調査では東京都と神奈川県がランキング上位になった理由として、自治体独自の補助の手厚さに加えて、最低賃金の高さについても明言しています。これは看護師などの医療職種も同様で、こうした格差の解消とともに、そもそもの最低賃金額の引き上げを行わなければ、この地域での医師・看護師・介護職員の確保と、地域間の偏在は解決できないと考えます。山形県の全産業の中で、医療・福祉労働者の数は製造業に続いて2番目に多い産業となっていますが、高齢化が進み、医療や介護の需要がさらに高まる中でまだまだ十分であるとは言えない現状です。

2. 支払い能力を勘案し答申額を引き下げるにしても生計費に基づきあるべき最低賃金額を示してからにしてほしい理由

(1) 労働者の応募が期待出来ない最低賃金額では中小企業の救済にならない

- ① 現在の多くの中小企業・小規模事業所の困難のひとつは労働力不足です。その原因のひとつは、募集賃金が低いため、応募者が少なくなることにあります。転じてこれが、人口の県外流出にもつながっています。
- ② 現行の最低賃金法を順守する立場に立てば、支払い能力を考慮するのは当然です。しかし、支払い能力を考慮した結果、労働者の応募が期待できない最低賃金額しか示されないようでは、結局、労働力不足に苦慮する中小企業・小規模事業所の救済にはならないのではないのでしょうか。
- ③ その結果として、「事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という最低賃金法の目的(第1条)にも悖ることになりかねません。

(2) 労務費の価格転嫁の促進

- ① 物価高騰の中で価格転嫁の促進が課題です。国民春闘共闘・全労連が6月19日に実施した中小企業庁要請で同庁担当者は、一昨年・昨年と力を入れた原材料費・燃料費に続き、今年は労務費の価格転嫁に力を入れたい旨、回答しています。
- ② 原材料費や燃料費と異なり、労務費は、一般にどの程度の金額が妥当なのかが必ずしも社会的に示されておらず、そのことが価格交渉の際に売り手側が買いたたかれる要因になっているのではないかと推測されます。

- ③ もしも最低賃金審議会が「いまあるべき最低賃金額」を示せば、それが労務費の価格交渉の際の指標ともなり、価格転嫁に資する可能性があると言えます。

(3) 来年の審議を拘束することにはならない

- ① 私たちが、山形労働局長に対する貴審議会の答申に異議を申し出、その異議を審議していただく審議会においては、毎年、異議申出の理由に対して、会長等から丁寧なご回答をいただいております、感謝申し上げます。

近年私たちは、この異議申出等の際、貴審議会に対し、「実現可能な最低賃金額」だけでなく、現状の支払い能力を考慮すればそれが実現可能なものではないにせよ、とにかく、改定額とは別に、労働者の生計費をふまえた「本来あるべき最低賃金額」も示した上で、それに見合う中小企業支援を答申の付帯決議に記載する等の形で国等に求めてほしいと申し述べてきました。昨年この件について村山永会長（当時）から、次年度の審議を拘束することにつながるため、それはできない旨のご回答がありました。

- ② しかし前述のとおり物価は毎年高騰を続けています。今年のあるべき最低賃金額は、来年には既に低すぎるものになっている可能性があります。あるべき最低賃金額が毎年変わり得るものであることを前提とすれば、貴審議会がその額を示すことが、次年度の審議を拘束することにはならないのではないかと考えます。

- ③ むしろあるべき最低賃金額を貴審議会が議論し示すことで、前述のとおり、最低賃金近傍の賃金で働く人を含めた労働者に貴審議会に対する信頼と希望をもたらし、労務費の価格交渉促進や価格転嫁につながるような社会的指標となるなど、好影響が期待できます。

茨城県のように、労使が合意し、中央最低賃金審議会の毎年を目安額に地方最低賃金審議会が何円上積みするかを定め、計画的に引上げをはかろうとする県もあります。

3. 効力発生日を早めてほしい理由

- (1) 例えば、答申額を 1,032 円とする場合について考えます。

- ① 答申通り効力発生日を 12 月 23 日とする場合は下記のような計算となります。

現行額：955 円 引上げ額：77 円

10 月 1 日を起点とした場合の 1 年間の引上げ月数：約 9 か月

$(77 \text{ 円} \times 9 \text{ か月}) \div 12 \text{ か月} = 57.75 \text{ 円} \cdots 1 \text{ か月あたりの実質的な引上げ額}$

$64 \text{ 円} - 57.75 \text{ 円} = 6.25 \text{ 円} \cdots 1 \text{ か月あたりで実質的に目安を下回る額}$

$955 \text{ 円} + 57.75 \text{ 円} = 1,012.75 \text{ 円} \cdots 1 \text{ か月あたりの実質的な改定額}$

$1,226 \text{ 円} - 1,012.75 \text{ 円} = 213.25 \text{ 円} \cdots \text{改定後の 1 か月あたりの東京都との格差}$

$1,163 \text{ 円} - 955 \text{ 円} = 208 \text{ 円} \cdots \text{現行の東京都との格差}$

$213.25 \text{ 円} - 208 \text{ 円} = 5.25 \text{ 円} \cdots \text{東京都との格差の拡大額}$

- ② 効力発生日を 11 月末日とした場合は下記のような計算となります。

現行額：955 円 引上げ額：77 円

10 月 1 日を起点とした場合の 1 年間の引上げ月数：約 10 か月

$(77 \text{ 円} \times 10 \text{ か月}) \div 12 \text{ か月} \approx 64.17 \text{ 円}$ … 1 か月あたりの実質的な引上げ額

…実質的にも目安を上回ります

…東京都との格差も拡大しません

- ③ 効力発生日を 10 月末日とした場合は下記のような計算となります。

現行額：955 円 引上げ額：77 円

10 月 1 日を起点とした場合の 1 年間の引上げ月数：約 11 か月

$(77 \text{ 円} \times 11 \text{ か月}) \div 12 \text{ か月} \approx 70.58 \text{ 円}$ … 1 か月あたりの実質的な引上げ額

…実質的にも目安を上回ります

…東京都との格差は若干縮小されます

- ④ 10 月 1 日を起点とした場合、12 月までの約 3 か月間は、東京都との格差が 271 円と近年になく拡大されることになります。

(2) 上述のとおり私たちは、1,032 円という答申額を手放しで容認しているわけではないことを念のため再度申し添えます。答申額がそれ以上になる場合であっても、12 か月に均した場合に東京都との格差が広がらないようにしてください。

(3) 現行の最低賃制度は、その年の春闘の賃上げ額や春闘期を含む時期の物価上昇等を考慮して審議されています。この点からも、非正規雇用労働者、そのうち特に未組織の労働者等や、最低賃金近傍の賃金で働く人にできるだけ早く適用させるようにすることが本旨であるものと考えます。

この点からも、効力発生日を著しく遅らせる答申は看過できません。

添付資料：(山形県労連)暮らしと賃金ヒアリング調査 報告

以上

暮らしと賃金ヒアリング調査 報告

2025 年 9 月 2 日

山形県労働組合総連合 事務局

山形県労働組合総連合（山形県労連）は、最低賃金近傍の賃金額で働く人をはじめ、物価高騰・実質賃金の低下に苦しむ労働者の生活実態を把握し、これを地方最低賃金審議会の審議に反映させたいとの思いから、暮らしと賃金ヒアリング調査を開始しました。今後内容を改善しながら、継続して実施していく所存です。

以下は 2025 年 6 月 4 日(水)山形市の山交ビル前で、8 月 30 日(土)山形駅東西自由通路で実施した最低賃金アピール行動の際に通行人を対象にヒアリングした内容をまとめたものです。なお、最低賃金がナショナルミニマムの基軸たるべきものであり、それは年金支給額にも影響を持つものとの位置づけをしつつ、通行人の年齢階層が多岐にわたることも考慮し、一部は年金についてのヒアリングをしています。

山形県労連の加盟組織役員・組合員や協力者が、通行人に声をかけて協力を求めヒアリングしたものです。個人の属性に続き、以下の問いに答えてもらいました。すべての問いに答えていない人もありますが、回答内容を補足したりせず、基本的にそのまま記載しました。

- ◇ いま、物価が高騰していますが、暮らしの中で「節約しているもの」「我慢しているもの」は何ですか？
- ◇ 賃金（年金）をいくら（に）上げたいですか？何に使いたいですか？
- ◇ 参考までに差し支えなければ、月収はいまいくらぐらいですか？

◆ 20 代女性 サービス業 正規雇用

旅行（宿代）や食費（国産肉を買いたい！）を我慢

月額 5 万円、時給 200 円上げたい。現在の月収は 18 万円くらい。

◆ 10 代女性 飲食業 アルバイト

クレジットカードで後払いにしているが、不安なく生活したい。週 1 回スターバックスに行きたい。

月額 10 万円、時給 2,000 円くらいしてほしい。

専門学校生。現在はアルバイトで月収 5 万（仕送りはなし）。時給は 1,110 円。家賃と水光熱費でほぼなくなってしまう。

◆ 10 代男性 宿泊・飲食業 アルバイト

節約・我慢は特にない。

月収は現在 3 万円くらい。

- ◆ 10 代女性 アルバイト
 美味しいものが食べたい。食費は切り詰めたくない。
 時給 990 円で最高時は月 7 万円くらいの収入。高校生。この収入から家にお金を入れていた時期もあった。3 年生で卒業を控え現在はアルバイトを抑えている。仙台で働く予定だが、地元山形は好きなので将来は戻って来たい。山形の賃金アップを願う。
- ◆ 70 代女性 年金生活
 食品・衣服が高くなって買えない（収入はアップしていないのに！）。
 賃金は最低時給 1700 円くらいにしてほしい。
- ◆ 50 代女性 製造業 パート
 食費が高い。給与の 50%はかかる。
 賃金は手取りで 20 万くらい、時給で 1500 円くらいにしてほしい。
 現在は月収 10 万円くらい。
- ◆ 40 代男性 製造業 正規雇用
 実家は米農家。製作している農家としては、今までの米代が安すぎたのではと思う。
 現在は手取り 20 万円くらい。
- ◆ 40 代男性 製造業 正規雇用
 正職員だが、1.5 倍の給与アップを願う！（お小遣いなし、必要な時妻から。）
- ◆ 20 代女性 製造業 派遣
 外食を我慢。映画が好きだがこれも我慢。
 現在時給 1,033 円。神奈川で働いていた時は時給 1,200 円だった。
- ◆ 10 代女性 飲食業 アルバイト
 ブランド物も買いたいが、買えない。
 現在の時給は最低賃金と同じ（955 円）です。
- ◆ 80 代男性 年金生活
 米、野菜が高い。車を買えない。
 年金は月額 8 万円にしてほしい。かけていた共済年金がもらえなくなった時があった。
 （以上 8 月 30 日）
- ◆ 20 代男性 障がい者 B 型雇用
 時給 150～160 円にしてほしい。
- ◆ 10 代その他 アルバイト 高校生
 趣味や買いたいものをセーブしている。服も我慢。
 賃金は月額（総額で）10 万円くらにしたい。
 現在は月額 8 万円。
- ◆ 50 代女性 無職
 食費や遊興費を節約している。旅行が好きだが行けていない。
 月収 5 万円くらいはほしい。

- ◆ 70 代男性 無職
食事の回数を減らしている。
収入は（総額で）25 万円くらいほしい。
- ◆ 70 代女性 無職
食費を節約。生魚が好きだが控えている。
収入は月額 5 万円くらいにしたい。
一人暮らし。息子から月 3 万円援助してもらっている。
- ◆ 90 代女性 無職（現役時代は公務員（正職）として働いた）
旅行と買い物を我慢している。
車に乗れない。ハイヤーのみ。
現在の月収は 30 万円くらい。

（以上 6 月 4 日）
以上

《お問い合わせ・ご連絡先》

〒990-0053 山形市薬師町二丁目 6-15 新発見ビル 3 階
TEL. 023-615-2172 FAX. 023-615-2173
山形県労働組合総連合（山形県労連）事務局

最低賃金答申に対する異議申し出書

提出者：南陽市民 星 遼太

提出日：2025 年 9 月 15 日

【冒頭】あるべき資本主義と本件の要点

資本主義における企業の役割は、供給能力を高め、あまねく多くの人々に良質な財・サービスを行き渡らせることにあります。その基盤は、投資とイノベーションによる生産性向上です。また労働者は同時に消費者であり、賃金は地域の消費・需要・経済循環を支える「血流」です。したがって、最低賃金は憲法第 25 条に基づく「健康で文化的な最低限度の生活」を送るうえで十分に考慮されるべきものです。さらに、従来 10 月 1 日発効であった改定を 12 月 23 日へ遅らせることは、労働者にとって「生活保障の不当な先送り」にほかならず、社会的に看過できません。

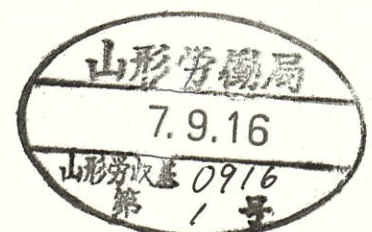
加えて最低賃金額の適正化は、生活保障だけでなく健全な資本主義の循環を回復するための政策でもあります。

【要旨】

- 1) 最新の最低生計費試算（中澤秀一教授ら）に基づけば、山形県で若者が自立して人間らしい生活を営むには時給約 1,700 円が必要です。
- 2) 直近の答申水準（1,032 円予定）との乖離は約 700 円にのぼり、憲法 25 条の趣旨（健康で文化的な最低限度の生活）を十分に満たしません。
- 3) 少なくとも地域間の公平性の観点から、宮城県と同額（1,038 円）への即時引き上げが不可欠です（発効遅延も解消のこと）。
- 4) 企業の負担は、宮城同額でフルタイム 1 人あたり月約 1,000 円の追加支出であり、これを理由に引き上げを渋るのは合理的ではありません。

【根拠 1：最低生計費試算（中澤秀一教授ら）】

マーケット・バスケット方式で食費・住居費・光熱水道・交通通信・被服・交際・教養娯楽・冠婚葬祭等を積み上げ、現地の価格調査・生活実態調査・持ち物調査を反映。その結果、山形県モデル（年 1800 時間勤務、月平均 150 時間労働を想定）で自立生活に必要な賃金水準は時給約 1,700 円と算出されている。



【根拠 2：発効遅延による具体的不利益】

従来 10 月初旬発効が、12 月 23 日に遅延すると、フルタイム労働者は約 2.5 か月間、引き上げ分を受け取れません。宮城と同額に揃えるだけの 6 円差でも、月 150～170 時間の就労で月約 900～1,000 円、2.5 か月で約 2,500～3,000 円の損失。これは食費なら約 10 日分、冬季の暖房費なら約 1 週間分に相当し、年末年始の支出増時期に直撃します。

【根拠 3：物価と実質賃金】

総務省の CPI は 2025 年も前年比 3%前後の上昇を示しており、特に生活必需品が高騰している。一方、厚労省「毎月勤労統計」によれば 2024 年まで実質賃金は 3 年連続マイナスであり、労働者の生活は一層圧迫されています。最低賃金引上げは、物価高騰に対応するための生活防衛措置です。

【根拠 4：宮城県との整合と人材流出】

山形県と宮城県は生活圏・労働市場が重なっており、近年通勤・通学者数は相互に増加。最賃や発効日のわずかな差でも若年層や非正規雇用の就業地選択に影響し、人材流出（ストロー効果）を招きます。

山形県と宮城県の間では、平成 15 年から 15 年間で、宮城県から山形県への通勤・通学者数は約 1.3 倍、山形県から宮城県への通勤・通学者は約 1.6 倍に増加した。（なお最新の県の公開資料には未確認）

また、仙台～山形間的高速バス利用者も年 80 万人台（コロナ期は半減したものの、以後は高頻度運行。なお宮城交通分を含めない）となっています。

したがって、最低賃金の差や発効時期の差は、労働者が宮城県での就業を選択する強い動機となり得ます。

【根拠 5：企業負担の実相】

財務省「法人企業統計」では 2024 年の企業利益剰余金（内部留保）が 600 兆円を超え、過去最高を更新しました。設備投資も高水準を維持しており、社会全体には賃上げの十分な余力が存在します。

宮城県と同額にした場合、フルタイム 1 人あたりの追加人件費は約 1,000 円/月。10 人雇用しても月 1 万円、年 12 万円程度です。原材料やエネルギー価格の変動に比べれば小さい負担であり、これを理由に賃上げを拒むのは合理性に欠けます。

【根拠 6：中小企業支援と国際比較】

日本の企業の約 99%を占める中小企業は地域経済と雇用を支えているが、内部留保が乏しく賃上げ余力が限られる。最低賃金引上げを負担増と捉えないよう、補助金・減免制度を強化することが不可欠です。

- ・フランス：最低賃金（SMIC）水準で雇主負担社会保険料の主要部分が実質ゼロ。1.6 倍まで段階的軽減。
- ・ドイツ：全国最賃導入時に KfW（復興金融公庫）が低利融資・投資支援を実施。
- ・イギリス：雇主 NICs（国民保険料）15%に対し、中小企業は「雇用手当控除」により年間最大£10,500（日本円にして 200 万円程度）を恒常的に控除。
- ・オランダ：法定最低賃金（WML）の 100～125%水準の労働者を雇う事業主に対し、「低所得雇用者給付（LIV）」を一人当たり定額支給し雇用コストを軽減。

→ 日本は助成金の規模が限定的であり、助成率を 3/4、上限を 1000 万円超に引き上げたとしても欧州並みの支援策には遠く及ばず、国際比較から見ても政府への引き上げ要求は当然で、恒久的施策にすることが望まれます。

【根拠 7：投資→生産性→物価安定の好循環】

賃金は投資判断を促し、生産性向上を通じて供給能力を高めます。本来の資本主義は、企業が金融機関から資金を調達し、設備投資を行い、資本装備率を高めることで生産性と供給能力を向上させるものです。生産性の向上は生産コストを引き下げ、賃上げ原資を確保すること、あるいは物価を引き下げることが可能にします。これは物価高に苦しむ国民への特効薬であり、健全な資本主義の成長循環を取り戻すことにつながる。

失われた 30 年のように賃下げ・労働強化に頼るのではなく、資本装備率を高め競争力を確保すべきです。

【根拠 8：高賃金が投資と生産性を促す（国際比較・歴史的事例）】

- ・英国の研究（Riley & Rosazza Bondibene, 2017）は、全国最低賃金導入後、低賃金依存企業ほど労働生産性が 3～4%上昇したことを示しました。
- ・日本の研究（足立・川口・斉藤, 2022）は、労働コスト上昇や人手不足がロボット導入を促進し、生産性向上と短期的には労働力の代替となるが中長期的には雇用の増加につながることを実証しました。（ただし、私は短期的な労働力の代替を容認したものではありません。配置転換や OJT、Off-JT を通して雇用維持をすべきです。）
- ・産業革命期、英国では、高賃金と安価な石炭が技術革新を後押ししました。（Robert C. Allen）。
- ・日本の高度経済成長期（1950～70 年代）でも、労働力不足と賃金上昇が設備投資を

促し、生産性向上と年平均 10%成長を実現。賃金と生産性の好循環が生活水準を大きく改善しました。

【根拠 9：少子化と将来世代】

厚労省人口動態統計によれば 2024 年の合計特殊出生率は 1.15 と過去最低。実質所得の停滞が結婚・出産を阻害している。賃金引上げは若年世代の生活安定と出生率改善に不可欠です。

【批判と反論】

批判 1：企業の本質は利潤追求であり、供給や分配は結果にすぎないのでは？

→ 利潤追求は否定できないが、それを社会的正当性と持続可能性に結びつけるには、分配と供給の責務が不可欠です。

批判 2：労働者＝消費者という図式は国内中心主義でグローバル市場を無視しているのでは？

→ 富裕層や海外需要もあるが、基盤を支えるのは地域の大多数の労働者＝消費者であり、内需を軽視すれば地域経済は縮小します。

批判 3：賃上げが必ず投資を促すとは限らないのでは？

→ 歴史的に高度経済成長期の日本のように、賃上げと投資が相互作用し成長を実現した例がある。補助金や制度設計が後押しすれば循環を再現可能です。

批判 4：短期的には企業は利益確保を優先しがちでは？

→ だからこそ制度的支援（社会保険料減免や助成拡充）が必要であり、持続的利益と社会的責任を両立させる環境を整えることが政策の役割です。

【要請事項】

1. 山形県の最低賃金を最低生計費試算に基づき時給 1,700 円へ引き上げること。また、発行遅延を解消すること。
2. 少なくとも、宮城県と同額（1,038 円）へ即時引き上げ、最低賃金 1700 円へのロードマップを策定すること。
3. 中小企業への助成拡充・社会保険料段階的減免、施策の恒久化を政府に要望すること。
4. 生産性向上と賃上げを両輪とした地域経済戦略を策定・実行すること。
5. 憲法 25 条の理念に基づき、最低賃金を生活保障の基準と位置付けること。

【結語】

最低賃金引き上げは生活保障の問題にとどまらず、健全な資本主義を回復するための投資です。労働者＝消費者の購買力を回復し、企業は供給力強化で応える。1,700 円への引き上げ、少なくとも宮城県と同額の引き上げ。貴審議会が山形の未来、ひいては日本の未来に対し英断を下されることを強く求めます。

2025 年 9 月 18 日

山形地方最低賃金審議会会長 本 間 佳 子 様
山形労働局長 島 田 博 和 様

共立社労働組合

執行委員長 黒木 健治

異議申出書

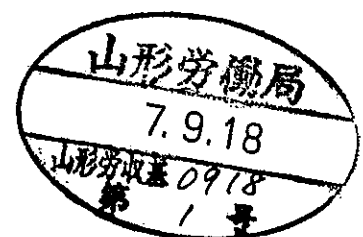
物価高騰で労働者の生計費が明らかに増大し、貧困と格差はますます拡大し、最低賃金の影響率（すなわち最低賃金の引上げによって必ず賃上げになる労働者の率）も高まり、最低賃金への注目や期待が大きくなっています。その一方で、労務費を含め価格転嫁は必要なテンポでは進まず、中小企業・小規模事業所が大半の山形県内の経済界は苦境に立たされています。また、過去最高の引上げ額を提示した中央最低賃金審議会の目安は、審議会で委員も言及された通り、必ずしも根拠が十分ではなく、審議にはことさらにご苦勞が伴ったものと思います。国や地方自治体による中小企業支援が未だ不十分な中、他県と答申額・目安への上積み額を競い合わねばならない状況になったことについては、現行の地域別最低賃金制度の矛盾の現れの一つと考えますが、その矛盾によるご苦勞を背負う立場に委員各位が立たされたことに、私たちは心を寄せるべきものと思います。答申に付帯された政府への厳しい批判や要望にも強く共感するものです。

そうした中で、委員各位をはじめ、今年度の山形県最低賃金額の改定に係る山形地方最低賃金審議会の審議に関わったすべての皆さんが、従来にはない審議の回数を重ね、答申という形で一つの結論を導き出してくださった、そのご尽力に対し、冒頭まずは心よりの敬意と感謝を申し述べます。

また額面上、1,032 円という、はじめて 1,000 円を超える答申額が示されたこと、これも額面上ですが、東京都の最低賃金との一時間あたりの格差が、現行の 208 円から 194 円へと縮小されたこと、中央最低賃金審議会の目安に 13 円という過去最高の上積みをしたことについて、評価すべきものと考えます。

しかしながら私たちは、やはり異議申出をせざるを得ません。

現状の極めて不十分な政府の中小企業支援策や、価格転嫁が進まない状況の中にあり、かつ「支払い能力」が最低賃金決定の三要素のひとつとして法定されているもとでは、残念ながら答申額が労働者の生計費を下回することは引き続きあり得ると言わざるを得ません。社会全体で見れば最低賃金を全国一律に大幅に引き上げる力があるにもかかわらず、大企



業が内部留保を有効活用しようとせず、実現できるはずの経済の好循環が阻まれています。

本書の異議は、そうした制度上の、あるいは社会の矛盾や制約の中で委員各位が審議し答申したということを承知の上で、あるべき最低賃金についての私たちなりの意見を前提として申し出るものです。

【異議申出の趣旨】

1. 9月3日答申の時間額 1,032 円は労働者の生計費を満たしておらず低すぎます。山形県最低賃金の今年度の改定額は、せめて時間額 1,500 円としてください。
2. 前項の実現が難しい場合は、山形県内において、若年単身世帯が賃金のみにより健康で文化的な最低限度の生活を営めるような最低賃金額はいくらであるのかを議論し示した上で、これに見合う中小企業支援策の規模と内容を明らかにし、それらをふまえ、現実の支払い能力も勘案したうえで今年度の山形県最低賃金額を定めてください。
3. いずれにせよ、効力発生日を 12 月 23 日としているのは遅すぎ、東京都など大都市部との格差拡大につながります。東京都の最低賃金が答申通り 10 月 3 日に発効する場合を前提に、10 月 1 日を起点として、答申額の適用期間中の引上げ合計額を 12 か月に均した場合であっても東京都との格差が拡大しないように計算し、効力発生日を答申してください。

【異議申出の理由】

1. せめて時間額 1500 としてほしい理由

(1) 若年単身世帯の最低生計費の位置づけ

- ① 最低生計費試算調査結果は、静岡県立大学の中澤秀一准教授が、日本学術振興会の科学研究費助成を受け、全労連やその地方組織（山形県労連を含む）などとともに実施してきたものです。その方法論の基本は全物量積み上げ方式（マーケットバスケット方式）で、多くの労働者の生活実態をふまえた科学的なものです。
- ② この最低生計費試算調査結果は連合リビングウエッジとともに、全国一律最低賃金を求める日本弁護士連合会の会長声明でも引用されました。この調査のうち若年単身世帯の結果をふまえ国民春闘共闘委員会（国民春闘共闘）や全国労働組合総連合（全労連）が主張してきた全国一律最低賃金時間額 1,500 円は、多くの政党の賛同を得て政治課題となり、岸田文雄前内閣総理大臣・石破茂内閣総理大臣もこの金額に言及しました。
- ③ 賃金により生計を立てる労働者の世帯構成は様々ですが、その中でも単身世帯、特に

若年単身世帯は、一般に生計費が最も少ないと考えることができます。私たちが若年単身世帯の最低生計費を最低賃金の要求額の参考にしてきたのはそのためです。

(2) 最近の最低生計費試算調査結果

- ① ところが、近年の物価の急激な高騰はこの最低生計費試算調査結果をも押し上げました。東京地評が今年6月に公表した東京都の若年単身世帯の最低生計費は、1日8時間・年間1,800時間労働を前提に計算すると時間額1,900円でした。
- ② 最低生計費試算調査結果では、交通費(車保有の必要性から地方で高く公共交通の発達により首都圏など大都市部で低い)と、住居費(地方で低く大都市部で高い)が相殺されることにより、全国でほぼ均一になる傾向を示してきました。この原理的な背景を考慮すれば、山形県内の若年単身世帯の最低生計費も、既に1,900円程度になっている可能性があります。山形県内で若年単身世帯の最低生計費が時間額1,500円であることが示されたのは2016年でした。2022年、この2016年調査結果に、2022年当時の各種物価指数等を掛け合わせ、生活スタイルの変化(若者の本の購入が減りサブスクリプションの契約・利用が増えたこと等)も考慮し再計算したところ、時間額1,700円が示されました。

(3) 「1,500円」の実現で希望を

このように、既に最低生計費としては不十分な額になっていることが明らかな時間額1,500円を、私たちが引き続き要求額としているのは、これが政治的な希望となって労働者の行動に変化をもたらすことが期待できるからです。

自分たちが行動したことで要求が実現したという体験は、労働者に単なる“選択”(どこで暮らせば賃金がより高いか)ではなく、“変革”(自分のいまいるところで生活できるよう周辺環境を変える)が可能というメッセージとなり、労働力の流出に歯止めをかけ、県内定着の促進に道を開きます。

2. 支払い能力を勘案し答申額を引き下げるにしても生計費に基づきあるべき最低賃金額を示してからにしてほしい理由

(1) 労働者の応募が期待出来ない最低賃金額では中小企業の救済にならない

- ① 現在の多くの中小企業・小規模事業所の困難のひとつは労働力不足です。その原因のひとつは、募集賃金が低いため、応募者が少なくなることにあります。転じてこれが、人口の県外流出にもつながっています。
- ② 現行の最低賃金法を順守する立場に立てば、支払い能力を考慮するのは当然です。しかし、支払い能力を考慮した結果、労働者の応募が期待できない最低賃金額しか示されないようでは、結局、労働力不足に苦慮する中小企業・小規模事業所の救済にはならないのではないのでしょうか。
- ③ その結果として、「事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発

展に寄与する」という最低賃金法の目的（第1条）にも悖ることになりかねません。

（2）労務費の価格転嫁の促進

- ① 物価高騰の中で価格転嫁の促進が課題です。国民春闘共闘・全労連が6月19日に実施した中小企業庁要請で同庁担当者は、一昨年・昨年と力を入れた原材料費・燃料費に続き、今年は労務費の価格転嫁に力を入れたい旨、回答しています。
- ② 原材料費や燃料費と異なり、労務費は、一般にどの程度の金額が妥当なのかが必ずしも社会的に示されておらず、そのことが価格交渉の際に売り手側が買いたたかれる要因になっているのではないかと推測されます。
- ③ もしも最低賃金審議会が「いまあるべき最低賃金額」を示せば、それが労務費の価格交渉の際の指標ともなり、価格転嫁に資する可能性があると言えます。

3. 効力発生日を早めてほしい理由

（1）例えば、答申額を1,032円とする場合について考えます。

- ① 答申通り効力発生日を12月23日とする場合は下記のような計算となります。

現行額：955円 引上げ額：77円

10月1日を起点とした場合の1年間の引上げ月数：約9か月

$(77円 \times 9か月) \div 12か月 = 57.75円 \cdots 1か月あたりの実質的な引上げ額$

$64円 - 57.75円 = 6.25円 \cdots 1か月あたりで実質的に目安を下回る額$

$955円 + 57.75円 = 1,012.75円 \cdots 1か月あたりの実質的な改定額$

$1,226円 - 1,012.75円 = 213.25円 \cdots 改定後の1か月あたりの東京都との格差$

$1,163円 - 955円 = 208円 \cdots 現行の東京都との格差$

$213.25円 - 208円 = 5.25円 \cdots 東京都との格差の拡大額$

- ② 効力発生日を11月末日とした場合は下記のような計算となります。

現行額：955円 引上げ額：77円

10月1日を起点とした場合の1年間の引上げ月数：約10か月

$(77円 \times 10か月) \div 12か月 = 64.17円 \cdots 1か月あたりの実質的な引上げ額$

…実質的にも目安を上回ります

…東京都との格差も拡大しません

- ③ 効力発生日を10月末日とした場合は下記のような計算となります。

現行額：955円 引上げ額：77円

10月1日を起点とした場合の1年間の引上げ月数：約11か月

(77 円×11 か月) ÷12 か月≒70.58 円… 1 か月あたりの実質的な引上げ額

…実質的にも目安を上回ります

…東京都との格差は若干縮小されます

- ④ 10 月 1 日を起点とした場合、12 月までの約 3 か月間は、東京都との格差が 271 円と近年になく拡大されることになります。

(2) 上述のとおり私たちは、1,032 円という答申額を手放しで容認しているわけではないことを念のため再度申し添えます。答申額がそれ以上になる場合であっても、12 か月に均した場合に東京都との格差が広がらないようにしてください。

(3) 現行の最低賃制度は、その年の春闘の賃上げ額や春闘期を含む時期の物価上昇等を考慮して審議されています。この点からも、非正規雇用労働者、そのうち特に未組織の労働者等や、最低賃金近傍の賃金で働く人にできるだけ早く適用させるようにすることが本旨であるものと考えます。

この点からも、効力発生日を著しく遅らせる答申は看過できません。

以上



山形労発基 0919 第 1 号
令和 7 年 9 月 19 日

山形地方最低賃金審議会
会 長 本 間 佳 子 殿

山 形 労 働 局 長
島 田 博 和

山形地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、別紙の申出者から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

別紙

受理日	件名	団体名	左記団体の代表者名 (又は個人)
令和7年9月12日	異議申出書	(1)山形県2025年 国民春闘共闘委 員会 (2)山形県医療労 働組合連合会 (3)山形県労働組 合総連合 (※3団体連名)	(1)代表幹事 ・伊藤 秀人 ・大場 修 ・荻原 圭子 (2)執行委員長 鶴巻 学 (3)議長 荻原 圭子
令和7年9月16日	最低賃金答 申に対する 異議申し出 書		星 遼太 (個人)
令和7年9月18日	異議申出書	共立社労働組合	執行委員長 黒木 健治

(受理日順)



令和 7 年 9 月 19 日

山形労働局長
島 田 博 和 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 本 間 佳 子

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和 7 年 9 月 19 日貴職から、9 月 3 日付け山形県最低賃金の改正決定に係る
当審議会の意見に対する別紙の申出者からの異議申出について意見を求められ
たので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 7 年 9 月 3 日付け答申どおり決定することが適当である。

別紙

受理日	件名	団体名	左記団体の代表者名 (又は個人)
令和7年9月12日	異議申出書	(1)山形県2025年 国民春闘共闘委 員会 (2)山形県医療労 働組合連合会 (3)山形県労働組 合総連合 (※3団体連名)	(1)代表幹事 ・伊藤 秀人 ・大場 修 ・荻原 圭子 (2)執行委員長 鶴巻 学 (3)議長 荻原 圭子
令和7年9月16日	最低賃金答 申に対する 異議申し出 書		星 遼太(個人)
令和7年9月18日	異議申出書	共立社労働組合	執行委員長 黒木 健治

(受理日順)



令和 7 年 9 月 19 日

山形労働局長
島 田 博 和 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 本 間 佳 子

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 9 月 3 日付け山形労発基 0903 第 1 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



令和 7 年 9 月 19 日

山形労働局長
島 田 博 和 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 本 間 佳 子

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無につ
いて（答申）

当審議会は、令和 7 年 9 月 3 日付け山形労発基 0903 第 2 号をもって最低賃金
法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県電子部品・デバイス・電
子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の
必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定
することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



令和 7 年 9 月 19 日

山形労働局長
島 田 博 和 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 本 間 佳 子

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性
の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 9 月 3 日付け山形労発基 0903 第 3 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



令和 7 年 9 月 19 日

山形労働局長
島 田 博 和 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 本 間 佳 子

山形県自動車整備業最低賃金の改正決定の必要性の有無に
ついて（答申）

当審議会は、令和 7 年 9 月 3 日付け山形労発基 0903 第 4 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県自動車整備業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県自動車整備業最低賃金について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。



山形労発基 0919 第 2 号
令和 7 年 9 月 19 日

山形地方最低賃金審議会
会 長 本 間 佳 子 殿

山 形 労 働 局 長
島 田 博 和

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金（平成 20 年山形労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年山形労働局最低賃金公示第 3 号）
- 3 山形県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 20 年山形労働局最低賃金公示第 4 号）